

栃木県土木設計業務等変更ガイドライン 補足資料

変更事例と適正な設計変更手続き
設計変更のポイント

令和3(2021)年3月

栃木県県土整備部

目次

	頁
はじめに	1
1 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント	2
(1)設計変更手続きの流れ	3
(2)「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更	4
変更事例1 設計図書の内容に脱漏がある場合	4
変更事例2 設計図書の表示が明確でない場合	4
設計変更のポイント 当初設計図書の脱漏、表示が不明確	5
(3)「設計図書の履行条件の相違(条件決定の遅れ)」の設計変更	6
変更事例3 関連する調査・設計業務の遅れ	6
変更事例4 関係機関との協議の遅れ	6
設計変更のポイント 条件決定の遅れ	7
(4)「設計図書の履行条件の相違(設計項目の追加)」の設計変更	8
変更事例5 関係機関との協議資料の項目追加	8
設計変更のポイント 設計項目の追加	8
2 適正な設計変更の実施に向けて	9

はじめに

本資料は、「栃木県土木設計業務等設計変更ガイドライン(栃木県 平成29年9月)」をもとに、円滑で適切な設計変更が行われるように、ガイドラインの内容理解を促す補足資料として、国土交通省関東地方整備局他が作成した「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」等を参考にして作成しました。

土木設計業務等変更ガイドラインで示された契約書第19条の「条件変更等」について、変更手続きを進めるうえで重要な事項、判断に迷う事項について、「変更事例と適正な変更手続き」、「設計変更のポイント」を示したものです。

本資料の構成は、業務の進行の流れに則り、「契約時の特記仕様書の脱漏、設計条件決定の遅れ、設計工種の追加」の順に設計変更事例を記載しました。

なお、ここに記述されている事例については、本来なら設計変更すべきと思われる案件を掲載しました。しかし、設計変更の判断は、必ずしも全ての受・発注者共通の認識に基づくものではないことをご理解いただくとともに、今後の状況を踏まえ適宜加除改訂を行います。

1 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント

(1) 設計変更手続きの流れ

本資料に示す(2)から(4)の事例は、栃木県業務委託契約書第19条(条件変更等)、第25条(履行期間の変更方法)、第26条(業務委託料の変更方法等)に則った設計変更事例です。

以下に契約約款に沿った一般的な設計変更手続きの流れを示します。

受注者

発注者

第19条第1項 受注者：以下の事実を発見

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
- ④ 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。
- ⑤ 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

第19条第1項 受注者：直ちに通知し、確認を請求

受注者は、業務を行うに当たり、上記のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
※通知＝書面による

第19条第2項 発注者：調査の実施（受注者：立会い）

発注者は、受注者から前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

第19条第3項 発注者：調査結果の通知

発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後7日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。

第19条第4項 発注者：設計図書の変更又は訂正

前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

第19条第5項 発注者：履行期間若しくは業務委託料の変更

前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第25条 履行期間の変更方法 発注者と受注者の協議

履行期間の変更は、発注者と受注者が協議して定める。

第26条 業務委託料の変更方法等 発注者と受注者の協議

業務委託料の変更は、発注者と受注者が協議して定める。

(2) 「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更

土木設計変更ガイドラインの関連ページ（3ページ及び4ページ）

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

- (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続（契約書第19条第1項第二号）
- (2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続（契約書第19条第1項第三号）

変更事例1

設計図書の内容に脱漏がある場合

道路詳細設計において、業務に着手したところ、切土法面の計画箇所で「法面工詳細設計」が必要であったが、設計項目に含まれていなかった。

適正な変更手続き

●設計図書の脱漏発見（契約書第19条第1項）

- 受注者は、設計図書の脱漏「法面工詳細設計」が必要であることを直ちに発注者に通知する。

●調査～調査結果通知（契約書第19条第2、3項）

- 受発注者は、打合せ等により、不足する設計項目「法面工詳細設計」の必要性について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

●設計図書変更～業務委託料変更（契約書第19条第4、5項、第26条）

- 発注者は、「法面工詳細設計」について、設計図書（特記仕様書）を訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計項目追加に伴う業務委託料の変更手続きを行う。

変更事例2

設計図書の表示が明確でない場合

築堤護岸詳細設計において、設計延長は明記されていたが、起終点の明示が無く、隣接工区との境界位置が不明確な表現となっており、正確な設計区間を確認できなかった。

適正な変更手続き

●設計図書の表示が明確でないことを発見（契約書第19条第1項）

- 受注者は、設計図書の表示が明確でないこと「隣接工区との設計境界位置が不明確」を直ちに発注者に通知する。

●調査～調査結果通知（契約書第19条第2、3項）

- 受発注者は、打合せ等により、「隣接工区との設計境界位置の明確化、それに伴う設計延長の増減」について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

●設計図書変更～業務委託料変更（契約書第19条第4、5項、第26条）

- 発注者は、「設計起終点位置を測点で明示するとともに、それに伴う延長の変更」について、設計図書（特記仕様書）を訂正又は変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計延長の変更に伴う業務委託料の変更手続きを行う。

●設計条件の確認

- 受発注者は、設計項目、設計条件に関して、設計図書・貸与資料により確認する必要がある。

●設計図書の脱漏の類似例

- 構造物の基礎工検討、構造物の付帯施設検討等の設計項目の脱漏

●設計図書の内容が明確でない類似例

- 設計箇所、設計区間の位置が明確でない。
- 道路規格・道路幅員・交通区分等の設計条件が明確でない。
- 同時進行中の他業務成果が検討に必要なだが、貸与時期が明確でない。

※契約前の注意点、業務内容の明確化

- 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、**設計業務内容を特記仕様書等に明確に示すことが重要である。**

【例1】

「関係機関協議」を一式計上している場合、「協議対象者、協議議題、協議回数、協議同行の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合に適正な設計変更が可能となる。

【例2】

「検討業務」を一式計上している場合、「対象箇所数、対象延長、検討断面数、比較検討ケース数、作成図面内容、数量計算・事業費算定の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合に適正な設計変更が可能となる。

- 受注者は、『土木設計業務等変更ガイドライン』（1ページ）に示されているように、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義がある場合には積極的に発注者に質問する必要がある、発注者は質問に対して内容・数量等を明示する必要がある。

(3) 「設計図書の履行条件の相違（条件決定の遅れ）」の設計変更

土木設計変更ガイドラインの関連ページ（5ページ及び7ページ）

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(3) 設計図書の自然的又は人為的な施行条件が実際と相違する場合の手續

(契約書第19条第1項第四号)

(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの（共通仕様書第1105条）

変更事例3

関連する調査・設計業務の遅れ

樋管詳細設計において、関連する地質調査業務や堤防詳細設計の堤防法線決定の遅れにより、基本条件決定が遅れ、履行期間内の作業完了が困難となった。

適正な変更手続き

●履行条件の相違発見（契約書第19条第1項）

➢ 受注者は、履行条件の相違「地質条件、堤防法線条件の明示が遅れたこと」から、履行期間の延期が必要であることを直ちに発注者に通知する。

●調査～調査結果通知（契約書第19条第2、3項）

➢ 受発注者は、打合せ等により、「受注者に責のない条件明示の遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた樋管設計の履行期間」について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

●設計図書変更～業務委託料変更（契約書第19条第4、5項、第26条）

➢ 発注者は、「履行期間」について、設計図書（特記仕様書）を訂正又は変更し、受発注者は契約変更協議を行い、履行期間の変更手続きを行う。

変更事例4

関係機関との協議の遅れ

橋梁詳細設計の設計条件について、河川管理者と協議を行ったところ河川断面が見直されることになり、改めて予備設計レベルの検討と関係機関協議が必要となった。その結果、検討作業が追加され、履行期間内の作業完了が困難となった。

適正な変更手続き

●履行条件の相違発見（契約書第19条第1項）

➢ 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議の結果、期間を要する検討作業が発生したこと」から、履行期間の延期が必要であることを、追加作業が発生したことを直ちに発注者に通知する。

●調査～調査結果通知（契約書第19条第2、3項）

➢ 受発注者は、打合せ等により、「受注者に責のない条件明示の遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた設計業務の履行期間、追加の検討作業」について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

●設計図書変更～期間・業務委託料変更（契約書第19条第4、5項、第25条、第26条）

➢ 発注者は、「履行期間」の変更と「橋梁予備検討項目」の追加について、設計図書（特記仕様書）を訂正又は変更し、受発注者は契約変更協議を行い、履行期間と業務委託料の変更手続きを行う。

●同時進行する調査・設計業務の工程に注意

- 設計業務と同時進行で、設計条件と関連のある別途業務が実施される場合がある。
- 受注者は、同時進行する関連業務状況を発注者に確認しながら業務を進め、遅れが生じる場合は設計変更の協議を行う。

●年度繰越の設計変更

- 発注者は、履行期間が年度内に収まらないと判断される場合は、年度繰越により延長し、適正な履行期間を確保するように努める。

●調査・設計業務の条件決定の遅れが生じる類似例

- 設計条件に関連する調査業務「測量、地質調査、交通量調査、地下埋設物調査等」の遅れ。
- 設計条件に関連する設計業務「上流の設計成果、隣接工区の設計成果で条件・方針の整合を図る必要があるもの等」の遅れ。

●関係機関協議の遅れが生じる類似例

- 公安委員会、交通管理者との調整による遅れ。
- 河川管理者、道路管理者、公園管理者、砂防実施者、治山施設実施者等との調整による遅れ。
- 公益事業者（電気、ガス、上下水道、通信等）、鉄道事業者等との調整による遅れ。
- 地元住民（自治会含む）との調整による遅れ。
- 農水関係組合、土地改良区等との調整による遅れ。

(4) 「設計図書の履行条件の相違（設計項目の追加）」の設計変更

土木設計変更ガイドラインの関連箇所（5ページ）

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

- (3) 設計図書の自然的又は人為的な施行条件が実際と相違する場合の手続
(契約書第19条第1項第四号)

変更事例5

関係機関との協議資料の項目追加

道路切土区間を横断する2箇所の市道橋梁予備設計において、市道管理者との協議過程で、橋梁を1箇所に集約する代替案が議題となり、橋梁添架物移設計画を含む検討案の概略図作成、概算事業費算出等の資料作成が必要となった。当初の関係機関協議資料作成内容は「市道幅員確認のための資料」と仕様書に記載されていたが、数量が一式計上となったため変更対象とならなかった。

適正な変更手続き

●履行条件の相違発見（契約書第19条第1項）

- 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議経緯から、当初協議目的と異なる新たな検討作業が増えた」ことを直ちに発注者に通知する。

●調査～調査結果通知（契約書第19条第2、3項）

- 受発注者は、打合せ等により、「当初発注項目に含まれていない追加作業（橋梁集約案の概略図作成、事業費算出）」の必要性と内容について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

●設計図書変更～業務委託料変更（契約書第19条第4、5項、第26条）

- 発注者は、「橋梁集約案の検討」について、設計図書（特記仕様書）を訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、検討項目の追加に伴う業務委託料の変更手続きを行う。

設計変更のポイント

設計項目の追加

●関係機関協議による作業の追加

- 関係機関協議での検討依頼について、当初発注の協議用資料作成として想定されている内容でない作業については、設計変更の対象とする。

※契約前の注意点 関係機関協議資料作成の明確化

- 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、**関係機関協議資料の内容を特記仕様書に明確に示す**ことが重要である。

例えば、「資料の目的（排水流末確認協議、河川占用協議等）、数量（対象箇所数、対象範囲等）」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合に適切な設計変更が可能となる。

- 受注者は『土木設計業務等変更ガイドライン』（1ページ）に示されているように、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要があり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

2 適正な設計変更の実施に向けて

記載した変更事例以外にも、特記仕様書の条件明示に一式といった、不明確な内容を提示したことから、契約後再度の設計変更を実施する事例があります。

また、契約後も発注者からの適切な条件や指示が示されないことから、業務の実施中における受発注者間の誤解や契約変更における判断の遅れを発生させ、混乱を生じさせる事例があります。

ほかにも、当初決定した設計条件に沿った設計業務の履行中において、関係機関協議・住民調整の結果など、何らかの理由で「設計条件が途中で変更」される事例もあります。

一方、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）」の基本理念に、

「請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期を定める公正な契約を締結」することが示されています。

また、発注者等の責務に、

「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。」が規定されています。

以上の内容を踏まえ、発注者は業務遂行における遅れ、業務内容の相違及び業務実施の手戻りを生じさせず、適切な設計条件の明示と条件変更時の適正な設計変更がなされるよう、以下に示す内容を心がけることが必要です。

【業務遂行時に留意すること】

1. 業務の発注前までに、業務に係る問題点の解決や設計条件を確定し、適切な工期を設定すること。
2. 受発注者は初回打ち合わせ等の業務着手時に、設計条件を共有すること。
3. 受発注者は密接に連絡を取り合い、情報を共有すること。
4. 受発注者は「ワンデーレスポンス」及び「ウィークリースタンス」に努めること。
5. 設計条件の再認識や、施工の留意点が把握できる合同現地踏査を、必要に応じて実施すること。
6. 受発注者相互で何を確認し了承したかを記録する、打合せ記録簿での共有を図ること。